

Lombardverbot の成立とビスマルク的国際体制

岡 部 健 彦

【要約】一八八七年はビスマルク的国際体制が完成した年と見られるが、その中で所謂 Lombardverbot (ロシア有価証券の動産担保貸付に対する禁止令) が執られた。最近の研究では、これはロシアをドイツに繋ぎとめておこうとする再保障条約と矛盾するものと解釈され、ビスマルクの失敗、或は彼の体制の崩壊の第一歩とされる傾向がある。本稿では、該禁止令の成立事情を検討し、貸付禁止令の動機は、純粹に金融政策的、經濟政策的の必要にあつたのではなく、むしろそれは、ロシアに対する外交政策的な手段として採用されていることを証明した。即ち反動的なロシア内の政治勢力に打撃を加えることにより、却つて再保障条約を強化するのが目的であつた。然しながら該禁止令はそれにも拘らず、ドイツ内の保守勢力が主張していた農業政策にその発端が存し、それはドイツの國民經濟的發展に基礎づけられて出現したものであつたことを分析して見た。貸付禁止令の「新航路」政策や露仏同盟に対する関連についての理解はまた別の機会になされる。

一、Lombardverbot の問題の所在

いわゆるビスマルク的国際体制とは、周知の如く独逸伊三国同盟を中軸とする一連の国際的同盟・協商・了解によつて、ヨーロッパの平和を維持することを意味するものであつた。一八七一年のドイツ帝國の成立以後、ビスマルクの採つた方針は、自己完結的な主權的國民國家の國際的バ

ランスを保ち、その均衡の上に列強の保全と自主性——ひいては統一ドイツの基礎の強化と繁榮——を齎せうとするものであり、その点彼の國際体制は、近代的國際政治の、最後の一体化され、完成された姿とも見られる。しかしながらこの体制が成立するに當つては、具體的な國際的共通目標が設定されておらず、従つてその意味において、ヨ

ロッパ秩序の自然発生的ともいふべき、國際的潮流乃至は傾向が作用する余地は少かつた。換言するなら、ビスマルクの優れた個人的手腕が、勢力均衡を具象化する重要なファクターとして認められなければならぬのであり、この点ルイ十四世やナポレオン一世或はウイン体制等の *System* とは自ら異つたヘゲモニーの性格を包蔵していたと認めることも不当ではない。^① このビスマルク体制のヨーロッパ平和維持とは、具体的には、フランス側からのドイツに対する攻撃を排除することに喫緊の要請せられた目標があつた。その為ドイツは(一)オーストリアとの同盟、(二)ロシアとの連撃により、中欧勢力を結集して露仏の結合を牽制し、東部からの危険を防止すること、(三)イタリアとの接近、(四)イギリスとの了解によりオーストリアの安全とロシアの牽制を行うと共にフランスを背後から仰える秩序を作り出し、その横杆をドイツが握ることによつてフランスの國際的孤立を実現することが企てられる。以上のような方針のもとに締結された条約が独墺伊三国同盟であり、三帝協商及びそれに代る露独再保障条約であり、更に、ドイツ

ツ・ルーマニア同盟、オーストリア・セルビア同盟、英伊墺地中海協定、伊西墺独地中海協定等であつたことは今更詳説するまでもない。^②

ところでこのビスマルク体制を構成する一連の同盟乃至協定の成立時期を検討して見ると、三国同盟は一八八二年に締結されるが、それは一八八七年二月二〇日に更新され、むこう五年間の延長が約束されている。^③ 英伊墺地中海協定は八七年二月十二日に先ず英伊間に協商が行われ、三月にオーストリアが参加し、次いでオーストリアの提議のもとに同年十二月十二日、第二次地中海協定 *Entente à trois* が統一的な形式を持つに至つた。^④ スペインと伊・墺・独間の協定も八七年五月四日以後逐次行われ、再保障条約は同じく八七年六月十八日に両国全権の署名を終つている。^⑤ 更にソールスベリーとビスマルク間の了解が確認され、イギリスが積極的な意味において「三国同盟の実質上の一員」たる立場に入るの、やはり八七年十一月末に属する事件である。^⑥

このように見てくると、ビスマルク体制の構成要素とし

特に重要な部分を占める、ヨーロッパ諸列強のドイツとの結合乃至は連撃の關係は、一八八七年という年に殆んど総て集中されていることに気がつくであろう。従つてビスマルクの帝国宰相在任二〇年間の経過の中で、この一八八七年という年こそは、彼のヨーロッパ平和の國際秩序が最も緻密な形で完成を見た時期であり、その意味では八七年は、ビスマルク体制の頂点を象徴化する年といわれても差支えない。^① 然しながら此處で注意すべきことは、ビスマルクの政略は決して固定化し、形式化された意味での安定した一個の國際秩序を創設したもてはなかつたということである。なる程彼の凡ての外交原理は、フランスの孤立化に集中されて行く点では、一貫した不動の方針を定立していたのであるが、この方策を實現し維持するためには、その時宜に應じた多様な手段を執るのであり、類似の問題にも夫々の時期に相異つた態度を示している。例えば、ヘルリン會議（一八七八年）とその後のブルガリア―近東問題に際しての、ロシアに対する彼の關係は、反対の姿をもつて現れて来る。また、八七年の一連の國際條約の中へも、ビ

Lonbardverbot の成立とビスマルク的國際体制（岡部）

スマルク体制にとつて特に重大な意味をもつ露独再保障條約は、三帝協商の更新継続が困難であつたのに鑑み（ブルガリア問題に關するオーストリア・ロシアの対立を原因とする）、なおロシアをドイツに依らしめる苦肉の策であつたことは、今日では既によく知られているところである。けれども逆説的に、そうした困難に即応して、複雑な國際的対峙の網の目を柔軟な手法でもつて巧みに自己の掌中に手操り寄せる点にこそ、ビスマルクの本領が充分に發揮せられていたことも認められなければならない。

① E. H. Carr, *Nationalism and After*, 1945, p. 6 seqq. R. Stadelmann, *Hegemonie und Gleichgewicht*, 1949. 参照

② この点に關しては、今日では既に定式的に理解され、殆んどすべてビスマルク外交の研究書がその定説を認めている。然しその中でも次の如き文献は、なお我々がその個々の所説に對する賛否を糾す為の出発点になる古典的著書と云えよう。

F. Brandenburg, *Von Bismarck zum Weltkrieg*, 1924.

O. Bieker, *Bismarck und die Einkreisung Deutschlands*, Bd. I: *Bismarcks Bündnispolitik*, 1923.

W. L. Langer, *European Alliances and Alignments 1871-1930*, 1931.

O. J. Hale, *Germany and the Diplomatic Revolution, 1883*.

G. P. Gooch, *Before the War*, 2 vols., 1926.

② Die Grosse Politik der Europäischen Kabinete 1871-1914,

(以下 G. P. 参照) Bd. IV, Nr. 858/59.

③ G. P., Bd. IV, Kapitel XXV—XXVI.

④ Becker, a. a. O., S. 54. Gooch, *History of modern Europe 1878-1919*, 1923, p. 151/52.

⑤ G. P., Bd. V, Nr. 1091/92.

⑥ Gooch, *History of modern Europe 1878-1919*, 1923, p. 142.

⑦ G. P., Bd. V, S. 365 ff.

⑧ 前掲 Becker, Ianger 等参照

⑨ vgl. G. P., Bd. V, S. 277-96.

⑩ Ianger, op. cit., pp. 431-24.

以上述べたように、ビスマルクの外交を国際関係の狭義の政治的側面に限るならば、一八八七年を彼の国際体制の完成された乃至は最高頂に達した年と見ることは是認されなければならぬ。

ところが、次に示す二つの文書は、ビスマルク体制がまさに頂点に達したと見られるこの一八八七年の或る事件に關し、ビスマルク自身が彼の体制を破る方向をとつたという、注目すべき主張をなしている。しかもこの文書は、八七年にビスマルクの相手として再保障条約の締結に協働し

たロシア外相ギエルススの口から出た言葉が、その内容をなしているが故に愈々顧慮される必要がある。

第一の文書は一八九三年四月三〇日付の、ペテルスブルグ駐劄ドイツ大使ヴェルデルからの、本国宰相カプリヴィに宛てられた外交文書である。この九三年当時には、九〇年頃から始まつたロシア—ドイツ間の通商協定に関する論議がなおとり交されていたのであるが、右の報告書の中で、ヴェルデルはロシア外相ギエルスとの同年四月二十八日の会談を伝えているのであつて、その会談内容の一部に次のような記事が見られる。即ち

「大臣(ギエルス)は、ドイツが三国同盟を形成する前に、ロシアとより密接な關係に入る努力をしなかつたことは遺憾であると表明しました。彼は更に続けて次の様にも述べています。『反対のことが行われた。ビスマルク侯は我々(ロシア)をフランスの腕の中に逐いやつた^①、殊にしかも金融的処置によつてそうである』と。彼は非常に激昂して『我々の皇帝(アレクサンドル三世)の(ムルリン)到着の数日前に、ロシア証券を帝國銀行 Reichs-

bank から閉め出すな」ということは、何たることであるか。その様な振舞は未だ嘗つてなかつた事である」と語りました。大臣は其処では総てのロシア人が考えていることを唯だ表明したに過ぎません」と。

第二の文書は、同じく一八九三年十月にロシア駐劄オーストリア大使エーレンタールに対し、ギエルスが述べた意見である。これはエーレンタールからオーストリア外相カルノーキイに次のように報告されている。

「ギエルス氏は甚だ激しい勢で露仏接近の原因に移つて行きました。大臣（ギエルス）は次のように怒気を含めて語りました。曰く『露仏接近の主謀者は誰なのか貴下は御存じか。私が平生尊敬しているビスマルク侯以外のもでもない。中欧同盟へイタリアを引入れることにより、クリスピイ（イタリア首相）の如き陰謀家の尽力を寛大に扱うことにより、そして結局は、一連のロシアに対して向けられた経済的処置によつて、彼はヨーロッパにおける今日の情勢に対する敷地を準備したのだ。八〇年代の中頃には事態は全くそんなに悪くはなかつた。ベルリン

——ウィン間の旧交の開拓は、充分考へ得ることであつた。帝國宰相の方策は然し総てを駄目にしてしまつたのだ。口では彼は常にロシアに關して極めて甘い演説をなしていたのだが、然し同時に彼は拳を作り打撃を加える用意をしていたので。それがまさに侯の性質である……その例として言われることは、一八八七年にビスマルク侯が、アレクサンドル帝の（ペルシシ）到着の日に、ロシア有価証券の貸附 Lombardierung 禁止を Preussische Seehandlung を通じて公示させたことであつた。……我々ロシアでは帝國宰相の処置によつていたく傷けられた……不和の種が兩國に蒔かれた。そしてカトコフはビスマルク侯によつて整えられた耕地を更に改作するという柔な仕事をしたのである。後者（ビスマルク）はその時カトコフの煽動的活動を皇帝の政府（ロシア政府）の見解と混同し、彼自身の政策の矛盾で益々自縄自縛に陥つた——私は當時之等のことを総てシユヴァニッツ伯（一八八七年當時のペテルスブルグ駐劄ドイツ大使）に語り、歎かわしい結果に就いて彼に注意したので」と。

この二つの文書から知られることは、露独關係に對するビスマルクの態度が、内実においては甚だ反ロシア的性質のものであつたとギエルスが強調していることである。即ちビスマルクは、三国同盟を作るためには、更に極言する

なら、イタリアを得るためには、ロシアを犠牲にすることさえ躊躇しておらないというのである。この事はビスマルクが「一八七一年以後のドイツ帝國の外交政策は、平和の維持と反ドイツ同盟の防止にかけられていた。そしてその政策の中心はロシアである」と述べていることと甚しく矛盾することになる。更にこの問題を一八八七年に限定して見るなり、再保障条約は一八七八年のベルリン条約を三度び確認したと同時に、ロシアの近東政策とヨーロッパ政策に對し、より有利な条件を提供したものであつたと云われることは根柢の薄弱なものになつてしまふ。しかも再保障条約ひいては露独の提携の意義を全く滅殺するものは、ギエルスによれば、特に七八年にビスマルクの執つたロシア証券に對する貸付禁止であつたとされている。まさに貸付禁止が露独關係を「駄目にし」た不和の決定的な「種」であつたと認められている。従つてこの金融処置は、再保障条約とは同じ一八八七年にドイツの執つた対ロシア政策の矛盾の表現と考えられなければならないことになる。

更にギエルスの指摘した「歎かわしい結果」である露独の離間は、彼のエーレンタールに對する露仏の接近——露仏二国同盟——の暗示となつて表現されている。しかもギエルスによれば、「ロシアをフランスの腕に逐いやつた」「主謀者」は貸付禁止を行つたビスマルクであり、九三年當時には既に宰相の地位を去つていたビスマルクに全責任が転嫁されて来る。従つて八七年の貸付禁止が露仏同盟の主要な原因であつたと考えられることになる。

もしも以上の如きギエルスの見解が事實であるなら、彼が特に指摘したロシア証券のドイツ市場からの閉め出しは、(一)再保障条約即ちビスマルク体制の重要な構成要素と矛盾するか、或はそれを無効にする程の重大な國際政治的意味をもち、その結果は(二)露独の關係を離間し不和に陥れ、露仏同盟を形成せしめるに至つた容易ならぬライトモティーフであるといわれなければならない。そして一八八七年とい

う年は、実はビスマルク体制の完成乃至は最高頂たる立場を喪失し、逆にこの体制の崩壊の第一歩が印された時期であると極言されることさえ許されて来る。即ち一般に認められてゐる一八九〇年のドイツ国際政治の転換の問題（その発端は通常此処で問題とされてゐる再保障条約の不更新に求められる^⑮）が更に三年遡つて考えられなければならぬという事にさへなるのである。それ故一八八七年の「貸付禁止令」*Lombardverbot* は右のような諸事情の下になお再検討が要請されなければならぬ。但し本稿においては第一の点、即ち貸付禁止令のビスマルク体制における地位について、その成立根拠を追及するに留める。

⑮ G. P., Bd. IV, Nr. 1655.

⑯ ドイツ皇帝ウィルヘルム二世はこの個所に「正しく重大な言葉だ」という欄外註を記して居る。ebenda, S. 483/84.

⑰ 此の文書は直接見ることが出来なかつた。Becker, a. a. O., Bd. II, S. 279f. の引用を更にイメンゲンが伝へて居るのに基づいて出した。R. Ihbeken, Das aussenpolitische Problem, Staat und Wirtschaft in der deutschen Reichspolitik, 1880-1914, 1928, S. 127/28. なおイメンゲンは一八九一年四月一日付のドイツ外務卿マルシャルの覚書を参照してゐるが、それはマルシャル

とベルリン駐劄ロシア大使シュヴァロフとの、通商協定に関する意見交換について記されている。その中でシュヴァロフは貸付禁止がロシアのルーブル相場低落と関税に与えた影響を論じ、それに対し、マルシャルは楽観的意見を述べた。Vgl. G. P., Bd. IV, Nr. 1629.

⑱ この日附については、後に示されるように、ギエルスの記憶が誤つてゐる。ロシア皇帝のベルリン訪問は十一月十八日であり、貸付禁止令の通達がなされたのは十一月十日である。然しロシア皇帝のベルリン訪問の日取については、既に十一月四日にドイツ政府は通知を受けてゐる。Vgl. G. P., Bd. V, Nr. 1126.

⑲ G. P., Bd. VI, Nr. 1387u. a.

⑳ Gooch, op. cit., p. 138.

㉑ ギエルスは四月二十八日のドイツ大使ヴェルデルとの会談では、ロシアがその時フランスと何等同盟状態に立つていないと確言し、露仏間に既に進行成立してゐた軍事協定を隠している。ところが十月のオーストリア大使エーレンタールとの会談では、露仏の接近を暗示してゐるのである。この事情に就いてヘッカーは、ギエルスが独逸の離間を策し、兩國をロシアに依存せしめようと思圖してこの様な態度を取つたと述べてゐる様である。Vgl. G. P., Bd. VII, S. 7. Ihbeken, a. a. O., S. 132/33.

㉒ 再保障条約の不更新とドイツの政策転換に關しては従来多くの言及がなされてゐる。この点については、中山治一「露独再保障条約の不更新とドイツの政策転換の問題」(西洋史学第九輯)に詳細な説明がある。

二、Lombardverbot の成立事情

さて問題の貸付禁止令であるが、これは内務卿の指令に基いて十一月一日付で、帝國銀行の總裁から全支店および貸付管理部に対して出された通達であつて、その内容は、爾後ロシア有価証券への動産担保貸付を保証しないことが述べられている。内務卿はこの帝國銀行總裁の通達の謄本を、即日外務卿（當時はビスマルクの子息のヘルベルト・ビスマルク伯が就任していた）に提出すると共に、この金融処置の通達に関する政府の公示は行われぬことを附加して通知している。^①これはわづか数行の内容をもつた一紙片にすぎぬ通達であるが、しかしこの措置が実施されるには、深い内外の關係が背後に錯綜していた。

① G. P., Bd. V, Nr. 1142.

(a) 金融政策的動機

先ず最初に禁止令の決定がなされた際の当事者の意図乃至は見解を求めると、その手懸りは、帝國銀行總裁の通達から一月遡る十月十一日の外務卿の覚書が注目される。^②

それには、

「外国有価証券の投資に対するドイツ民衆の偏愛を克服する為に、閣下（宰相ビスマルク侯）は次の事柄を決定した。即ちロシア証券に対する新聞の論争を継続すること、およびプロイセンの所管の長官に対し、彼等の配下にある官庁が将来、外国証券を、担保として容認してはならぬし、また資産投資の目的で購入してもならぬという訓令を受ける様に請求すること、以上の事柄を決定した。

……帝國銀行において外国証券の動産担保貸付を制限することは、ドイツの経済的並びに政治的利益に好ましくないのではないかどうかという疑問がある……この（貸付制限の）処置が外国証券の購入に対し予防となるであろうということは動産担保貸付業務の重要性から明かとなる。該業務は、特に民衆が現金を必要とする月末清算の時にはきわめて広範囲に亘る業務である。現在（帝國）銀行は四〇の外国証券に貸付を行つており、その中三〇がロシアのものである。^{***}この後者（即ちロシア証券）から貸付資格が除去されるならそれにより国内有価証券の資産投資に対する有力な動機が創り出されるであろう。

……外国証券の投資の即座の禁止を指令することは私
(ヘルベルト・ビスマルク)の考慮では反対である。外国公
債の貸付を除々に制限する方法が適正なやり方であろう。
……内務卿に宛ててこの様な意味のことを書いて差支え
ないだろうか。」^{***}

(ビスマルク侯の棚外註)

* 然り

*** 宜しい、然しながら「ロシア」証券と言わずに、たゞ一般

的に「外国」証券と述べらるべきだ。

右に記した「覚書」を帝國銀行總裁の「通達」と比較し
て見ると、我々は其処に一つの相違点があることに直ちに
気がつくであろう。「通達」は唯だロシア証券のみを対象
としてゐるのに対し、「覚書」においては、特にロシアの
それが重視されているにも拘らず、なお外国証券の貸付全
体が含意されている。のみならず宰相は、外務卿から内務
卿に貸付禁止の主旨を通知する際には外国証券一般を取扱
い、ロシアだけに就いて禁止を指定することを避けるよう
にと、わざわざ注意している。また宰相の禁止決意は、

「外国有価証券の投資に対するドイツ民衆の偏愛を克服」
する点にあることを述べ、やはり特定のロシアにのみ向け
られてはおらない。それにも拘らず「覚書」が実際には、
ロシアを主な対象としていることは蔽い得ない事実であ
る。従つて外国証券一般からロシアのそのみに「専ら」
einfach 限定されて、より率直な「通達」の表現に到達す
るには一月の経過を要したのであるが、この間の事情に我
私は次の事柄を推測して差支えないと思う。即ち貸付禁止
の処置は、ドイツ資本の外国証券(一般)への応募という
偏向を克服する事、乃至は帝國銀行において外国証券の引
受にまわるドイツ資本を、ドイツ証券に向けるといふドイ
ツ経済の擁護或は援助が表面の理由とされていたにも拘ら
ず、實質的にはこの禁止処置は最初から「専ら」ロシア証
券のみを目標においていたのである。国内金融業の救済と
いうことは、ただロシア証券のドイツ市場からの閉鎖に対
する一つの口実に過ぎなかつた。しかもビスマルクは、彼
の意図するロシア証券のみに対する処置を、公然と表明
することのないように相當の配慮をしているのであつて、

このことは、禁止令が直接的に金融政策的乃至は、經濟政策的必要から出發してはいなかつたことを示唆するもの以外ならない。何故ならロシア証券のみが、当時ドイツ市場において有利な投機であつたということは伝えられておらず、逆にロシアのルーブル相場の下落と國債の信用価値の遞減が屢々語られているからである。^④もしそうなら、ドイツの金融資本は放任されていても、自ら他のより有利な外國証券あるいは國內投資へと向つて行くことになり、ロシア証券はドイツ以外の市場を探さなければならなくなつて、殊更にロシアへの投資のみを禁止する必要はなかつたと推測し得るのである。事實この年の八月には、ロシア公債がパリ市場において再び募集されている。^⑤

一体ロシアの財政乃至金融状態は、一般に一八七〇年代の末以来慢性的な不況に陥つていたのであり、八七年に至つて特別にロシア國債に対し、ドイツ資本の保護の為に貸付禁止の処置が取られなければならぬような急激な変化は見られない。^⑥例えば、一八八三年末ベルリンにおいて企てられたロシア公債の募集が不成功に終つたのは、ロシアの

不景氣によるものであつた。ビスマルクと私的な關係が深かつたといわれる金融資本家ライヒレーダー家も応募を拒絶している。それに対しビスマルクは「ロシアの諸状態は誰も信頼しておらぬから、ロシアは(ドイツで)金を獲得することが全然出来ないだろう。そうでないならロシアはフランスとイギリスにおいて充分金を見出す筈だし、ベルリンの銀行家を必要としないだろう」と語つている。^⑦このようなロシア經濟の状態は八七年にも變りなかつた。

ところが右に見たように八三年の募債不成立の原因がロシア財政の國際的な不信用にあつたにも拘らず、翌八四年の四月には、それまで傍觀的であつたビスマルク自身がブライヒレーダー家に対し、ロシア公債一五〇〇万ポンドを引受けるように要請している。そしてこの度は「北ドイツ新聞」を通じて宣伝を行つた結果、十倍もの応募申込を見た。^⑧ビスマルクのこのような態度の変化は、ロシア經濟の好転に起因するのではなく、実は彼の植民政策と関連するものであつたといわれている。当時ドイツは西南アフリカのアンガラ・ペグエナ領有に關し、イギリスと交渉を行つ

ていたのであるが、このロシアへの融資は「イギリスに對抗する金」を意味したと考えられている。或は植民政策上の契機を決定的なものと認めぬにしても、八四年のロシアへの融資は、経済的理由に基いていたというよりは、少くともロシアに対する政治的義務を意味するものであつたと理解^⑩されている。

すなわち一八八三——八四年の交に見られるビスマルクの金融政策の例は、経済政策的な動機が彼にとつて弱かつたこと、更けいいうなら、国際的金融操作の問題は、寧ろ外交上の補助的手段として採用されていたに過ぎないことを示している。

既に述べたように、ロシア有価証券に対する八七年の貸付禁止令は、その成立事情を外交文書の上から見ても、更に当時のロシア経済の状態から推しても、共に直接的にメカニカルな金融的乃至は経済的動機から出発し、或はその必要に迫られて為されたものではなかつたということが推測されるのである。とするなら、我々は禁止令の動機を、前述の八三——八四年の例に見る如く、ビスマルク外交上

の補足的手段として理解することに眼を転じて見る必要があらう。

- ② G. P., Bd. V, Nr. 1140.
- ③ G. P., Bd. V, Nr. 1141.
- ④ G. P., Bd. V, Nr. 1138.
- ⑤ G. W. F. Hallgarten, Imperialismus vor 1914 ; Die soziologischen Grundlagen der Aussenpolitik europäischer Grossmächte vor dem ersten Weltkrieg, Bd. I, 1951, S. 283. vgl. Ibbeken, a. a. O., S. 121 ff.
- ⑥ ロシア公債のバリ市場売出しに關し、ロシア大使シユウヱロフがドイツ外務次官ケルムムに向ひ、ドイツ側からの異議有りせと問うたのに対し、ビスマルクは「反対である。我々はそれを快くフランスマンと手合せ」と答を付して居る (Hallgarten, S. 283)。
- ⑦ E. Zweig, Die russische Handelspolitik seit 1877, 1906, S. 28. u. 26 ff.
- ⑧ Ibbeken, a. a. O., S. 109.
- ⑨ Chlodwig Fürst zu Hohenlohe-Schillingfürst, Denkwürdigkeiten, Bd. II, 1907, S. 343.
- ⑩ Ibbeken, a. a. O., S. 110. vgl. M. v. Hagen, Bismarcks Kolonialpolitik, 1923, S. 141.
- ⑪ Ibbeken, a. a. O., S. 110.

(b) 対ロシア外交との關係

ロシア有価証券への投資が、ドイツの純粹に金融的な政策と直接關連するものではなく、むしろビスマルク外交の補助手段と見られる方が妥当のように思われるという推定を設置する時、我々は先づ、初めに述べた一八九三年におけるギエルスとの二つの談話を顧みない訳にはいかない。

即ちロシア皇帝がベルリンを訪問する(十一月十八日)直前に、禁止令が發せられたことに對し、彼が「その様な振舞は未曾有のことだ」と憤懣を示しながら述べたことである

(本文四—五頁參照)。ギエルスは當時の狀況に關連して、貸付禁止の施行は「ビスマルク侯がロシア皇帝と取り交すことになつていた會談に對する注目すべき準備であつた」と指摘し、之に對しロシア皇帝は「極めて冷靜に、侮辱的な言葉など用いずに、この無礼な突發事件を脱したのであつた」とエーレンタールに語つてゐる。またそれより前にギエルスが一八九一年十一月末ベルリンを訪問し、通商條約に關してドイツ外務卿マルシャルと商議した際にも、貸付禁止令は「ロシア皇帝の心象を傷つけた」と述べて居る。

(之に對しマルシャルは禁止令が意味するところのものは、ロシア政府のドイツに對する數多くの侵害的処置に對して執られた一つの報復にすぎなかつたと述べている。この点については次節參照) 然しながら、ロシア皇帝のベルリン訪問直後におけるドイツ外務省の記録を見ても、禁止令に就いては殆んど言及さえされておらない。むしろ逆に、ギエルスがベルリンよりペテルスブルグに帰還したアレクサンドル三世から訪問の狀況を聞いて、それをドイツ大使館付一等書記官に伝えたところによると、ロシア皇帝はベルリン訪問に満足しており、沉んや貸付禁止にわたる問題などはギエルスの口から全然出ていないのである。このことは禁止令が發せられた當時においては、ロシア政府はこの問題を少くとも切實な事件と解しておらぬか、或は皇帝訪問によつて既にドイツの態度を納得していたか何れかであることを示すものと考えざるを得ない。

八七年の秋には、フランス政府からロシア皇帝に廻送された所謂フェルディナンド公の質造書簡によつて、ブルガリア問題をめぐる瑣露の對立の激化と露獨政府間の疑心暗

鬼が国際關係の主要事件となつていたのであるが、ロシア皇帝のベルリン訪問においては、寧ろこの假造書簡とブルガリア王位問題に關連した兩國政策の態度の了解にビスマルクとツァールの会谈の主要テーマがおかれていた。勿論ロシア皇帝に対して禁止令の弁明がなされなかつた訳ではない。外務卿ヘルベルト・ビスマルクが、十一月十八日のこの会谈における、帝國宰相の談話の内容を上奏した記録によれば、「このような或は別種の通商政策的不和は、我我（ロシア・ドイツ間）の政治的なまた個人的な親密さにも拘らず、六〇年七〇年この方常に存在した」現象であり、決して兩國の不和を齎らす性質のものではないと言われているのである。^⑩ 従つて貸付禁止令は、露独間の対抗を挑発する為の手段でなかつたことは勿論であるが、然しそれだからといつて反対に、八七年秋当時における兩國の緊張を全面的に解決する為には、ロシア皇帝の欲心を得る予備的処置として打たれた準備工策であつたとも思われぬ。この事はビスマルクが日頃、「ロシアの友誼を継続する為の唯一の保証を意味するものは、支配者たる皇帝の個性である」と考へていたことを思うなら、兩國間の平和維持の手段として、禁止令の動機を認めようとすることは、益々困難である。即ちロシア、ドイツ兩國君主の個人的關係が、兩國の平和にとつて非常に重要なモメントであると思へている当のビスマルクが、ロシア皇帝の差迫つた訪問を控へて、ロシア皇帝の心象を傷けるであらうと思われるような、ロシア國債に対する投資の禁止を訓令するなどはどうしても考へられない。従つてギエルスの一八九一年におけるマルシャルとの会谈、及び九三年におけるエーレンタールとの談話に見られる禁止令の解釈、即ちそれを「ロシア皇帝との会谈に対する注目すべき準備」と理解することや、或はそれがロシア皇帝の心を「いたく傷けた」といふ事實は共に承認され得ない。

^⑩ Ibidem, a. a. O., S. 127. f.

^⑪ G. P., Bd. IV, Nr. 1683.

^⑫ G. P., Bd. V, Nr. 1138.

^⑬ vgl. G. P., Bd. V, Kapitel XXXV u. Anhang B, Bd. VI, Kapit. XXXVII.

^⑭ G. P., Bd. V, Nr. 1127, Anhang a. a. O. 會談を考へて、ドイツ

ツ軍部の中にロシア攻撃の意圖があり、ビスマルクは極力それに反対したと云ふ重大な言及がある。vgl. Lange, *European Alliances and Alignments*, 1931, p. 448, seqq.

② O. v. Bismarck, *Gedanken und Erimnerungen*, Bd. II, 1921, S. 284.

貸付禁止令の動機は、一八八七年の秋、即ちその「通達」の出た前後のドイツの対ロシア外交から引出すことが困難であるとするなら、我々はそれを別の問題の中に求めなければならぬ。実は八七年のロシア証券のドイツ市場からの閉め出しは後に述べるように（次節参照）既に同年六、七月頃から、政府の問題となる先に、ドイツ新聞の論議に上つていたのであるが、それは丁度露独再保障条約の締結と前後して接近する。しかもそれを反映してこの当時の外交文書の中に、ロシア公債の投資閉鎖に關し対ロシア政策上甚だ重要に思われる意見が記されている。それは七月十四日付で外務次官ベルヘムからロシア大使シュヴァイニッツに送られた親書であつて、次の如く述べている。曰く、

「ロシアでは、ドイツが慈善深い隣人即ち、提供せられる全てのもの満足してゐるところの農産物の顧客であ

り、また常に進んで支払をする債権者以外の何ものでもあり得ないという前提のもとに、政治においてまた経済問題においても、我々（ドイツ）の無報酬の報仕を何等か自明のものとして受容れることに慣れている。この誤謬を悟らせる為には、ロシア証券とルーブル相場の暴落以外のなお別の方法が成る程必要であらう。が然しロシアに對する政治的關係をよい状態におくことに我々がより重点をおくならば、機会均等と互恵のためにそこで尽力することが益々重要となつてくるであらう。従つて我々は、差当りは別の全く實際的な目的を志向するにしても、それにも拘らずこの努力にとつて有効であるところの行為にのみ同意し得るのである。もし我々がロシアとの經濟的關係を清算するならば、この清算は我々が受取るよりもより多く与えるという結果を確実に生ずるであらう。而て我々は此の事實の認識から、ロシアの考え方の横着さの中に転向を期待し得るのである。我々はそれによつて、ロシアの主戦派の重要な論拠をも同時に奪取することに

従つて我々は次の事を信じている。即ちギエルスがこのような論拠を心に描いて見るなら、彼は我々の新聞と取引所の目下の動きが唯だ全くロシアの強硬派に實際的には対抗しているのであつて、彼自身が代表しているところのある政策には、間接的に都合よく役立つにちがいないと告白しなければならぬであらうということを我々は信じている」と。

この「親書」を見るなら、先づ第一に気がつくことは、ロシア経済との断絶はドイツにとつては損失が多いと予測されていることである。之は先に述べたヘルベルト・ピスマルクの「覚書」(十月十一日付、本文八頁参照)においても確認されているところであり、「親書」と「覚書」の中で示されたドイツ経済に対する貸付禁止令の作用に関する見解は完全に一致する。従つて既に八七年六、七月にドイツの輿論にまで昂まつて来ていた貸付禁止が十月乃至十一月に至つて漸く具体化されて来たことには、何か経済外的な動機の存することが愈々推測されても差支えないと思う。そう考ふるならば、第二に「親書」に指摘せられた「ロシ

アの主戦派に對抗し、ギエルスの外交を有利にする」という論点は重大な意味を持つて来ることになる。即ち貸付禁止の処置は、ロシア国内の政治的勢力に対する、ドイツ外交の評価乃至は判断に、その根拠が求められなければならない。

一八八六年から八七年にかけてドイツ政府は、ロシア国内においてロシア政府当局の対ドイツ提携政策に反抗する政治的勢力が少くとも二つ存在すると認めていた。その第一は「急進的な立憲主義」党派であり、彼等はドイツとロシアの戦争においてロシアが敗れることにより、革命乃至自由主義的改革の基盤が準備されるという希望をもつてゐる。従つて彼等は露独間の分裂と戦争を煽動する^⑧。このグループはベテルスブルグの自由主義者を中心とする勢力であつた^⑨。第二のものは、モスコウの工業家を中心とした保守的なグループで、汎スラヴ主義を主張する。その中心人物はカトコフであり、新聞を通じて激烈な政府攻撃を展開した^⑩。彼等は高率の保護関税を主張し、ドイツ工業品の流入を敵視しているのであつて、特に鉄と石炭の関税率の引

上げを下イツが承認しようとしないうちに、極めて激しい憎悪を抱いていた。従つてこの二つの政治勢力は互に一致し難い利害關係に立ちながらも、なお対ドイツ政策に関しては、ギエルスを中心としたロシア外務省の親ドイツ的方针を攻撃していたのである。然しながらこの二つの反政府的勢力の中でも、殊にモスコウの工業家と結びついた保守的なグループの對外政策に対する關係は重要であつた。それは「西ヨーロッパに傾倒しているペテルスブルグの自由主義は、スラヴォフィルの輿論とロシア国内の工業的インテレストとの團結に圧倒され、この變転はロシアの国内政策にも、また對外政策の領域にも激変を生じた」からである。

しかも彼等スラヴォフィルはモスコウ勢力を「國家行政の舞台裏で防禦することに成功」した。カトコフの支援者は軍部や内相トルストイをはじめ、教会の中にも見出されるし、また蔵相ウイシユネグラドスキイは彼の「お気に入り」であつた。更にカトコフの編纂する「モスコウ新聞」を通じ、彼の主張は皇帝アレクサンドル三世の政治意思にも強く影響を及ぼした。「彼の晩年の勢力は皇帝に次

いて全ロシアを圧していた」ばかりではなく、その死後（一八七八年八月歿）においても、その反独・親仏の主張は、彼の影響として強化され、ギエルスに対する非難は増大している。即ちカトコフの名は彼個人を超えて、保守的スラヴォフィルを象徴し、ドイツ敵対的な、またギエルスに対しては攻撃的な政策をすら意味していたのである。

大略以上のような状態が一八八六年夏以降のロシアの国内事情であつた。ギエルスは、このような工業家・スラヴォフィルのグループが煽動する、ドイツと彼に向けられた反抗的な新聞論調に就いて、ドイツの要路者に向い困却の情を示し、その輿論の責任をとり得ないことを暗示している。ビスマルクもまたロシアの政治的諸層が「反ドイツ的感情で活動している」ことを認め、特にロシア新聞のドイツ敵対的な論調は「ドイツの輿論を激昂させ反ロシア的にしたが故に、（ドイツ側の）すべての親露政策を困難にしている」と判断している。こうしたロシア国内の政治勢力關係の中に再保障条約は締結せられてゐる。この条約がオーストリア側には通知されずに秘密の形をとつたのは、専ら

ロシア皇帝の要請に基くものであり、しかもツァールのかかる配慮は備えにカトコフの反抗を畏れたことに根拠づけられている。^③

このように、保守的工業家を中心になつて作り出す反ドイツ的輿論の中に、皇帝個人の信任において、輿論に対しては秘密裏に締結された再保障条約が、露独関係の提携を維持する上でどれ程の実効性を持ち得たかは甚だ疑問である。はたして条約締結後三カ月を経た九月には、ビスマルクはロシアの反独・親仏の輿論に抗議を申込み、ギエルスは国内輿論とドイツの抗議との板挟みになつて、その苦衷を打明けなければならなかつた。かくてビスマルクもまた「我々が条約に適合したロシアとの關係に重点をおくことは、次の如き問題によつてその値打が減ずる。即ち我々がフランスから攻撃を受けた時に、ロシア皇帝は、沸騰する輿論に対して將來この条約を維持し得るか否かという問題である。ロシアの新聞が（今日）得ている力によれば、この疑問は絶対的な確信をもつては答えられない」と判断せざるを得なかつた。

ロシア内の反政府的な工業家「スラヴォフィル」の勢力とギエルスの親独的方针の關係、そしてそれに対するビスマルクの判断を考へ併せる時、貸付禁止の処置が奈辺にその目的をおいていたかは自ら明かであらう。再保障条約をもつて外交的に旧来の露独關係を維持しようとするビスマルクの政策は、経済的にはロシア証券のドイツ市場からの閉め出しを行うことになり、両者は一見極めて矛盾し対立する方向を取つて見える。が然しビスマルクの方針においては、貸付禁止令はカトコフ等の反ドイツ的輿論、モスコウの工業家グループ、ウィシユネグラドスキー財政に一撃を与え、ギエルス外交を有利に展開せしめようと考へて採られた処置であつた。それはドイツ経済にとつて決して「好ましい結果を予想させはしない」し、またロシア輿論の誤謬を正す為には、ロシア証券とルーブル相場に対する打撃は、決して徹底的な手段であるとはビスマルクも考へてはいない。がそれ故にこそ経済的圧迫の手段で、政治的連繫を克ち得ようと志向されたのであり、具体的に言うなら、貸付禁止令はまさに「再保障条約を補足するもの

であつた^①」のである。即ち両者は何れも「ロシア内における主戦派の水路を断ち、ツァールをドイツに結びつける」という共通の目的を追及していた^②。しかもその中で貸付禁止手段は、いわば捨石——重大な捨石——の役割をまわされていたともいえる。なお此処で併せ考へるべきことは、このような再保障条約と貸付禁止令を行うビスマルクの前提、いわば政治と經濟の關係についての彼の考え方である。宰相には「經濟的關係と政治的關係とは、大國ではそれ自体何等關係がな^③」という見解、或は「政治的には交友關係にありながら、しかも經濟的には鬭争し得る^④」という原理が通用したこと、更にロシアについては「(カニツとロシア) 兩隣接帝國の平和にとつては、兩國君主相互の個人的關係が極めて重要^⑤」なモメントであるという原則が確信されていたこと——以上の前提の上で彼の八七年の対ロシア政策が執られたのであつた。

① G. P., Bd. V, Nr. 1188.

② G. P., Bd. V, Nr. 979. A. Hedenström, Geschichte Russlands von 1878 bis 1918, 1932, S. 91 ff.

③ Schultze-Gävernitz, Volkswirtschaftliche Studien aus Russland,

1906, S. 250.

④ G. P., Bd. V, Nr. 992, 1000, u. s. w.

⑤ G. P., Bd. V, Nr. 977.

⑥ Schultze-Gävernitz, a. a. O., S. 249.

⑦ ebenda, S. 250.

⑧ G. P., Bd. V, Nr. 977. Ibbeken, a. a. O., S. 98, 114, u. 125.

⑨ Hedenström, a. a. O., S. 57. Gooch, op. cit., p. 129. Langens, op. cit., p. 377 f.

⑩ Ibbeken, a. a. O., S. 132.

⑪ G. P., Bd. V, Nr. 977.

⑫ G. P., Bd. V, Nr. 978, u. 1000.

⑬ G. P., Bd. V, Nr. 1071, u. 1098; vgl. auch Nr. 1096. Becker, a. a. O., S. 100-102. Gooch, op. cit., p. 140.

⑭ G. P., Bd. V, Nr. 1117/18. Gooch, op. cit., p. 141.

⑮ Ibbeken, a. a. O., S. 98 f.

⑯ Becker, a. a. O., S. 128/21. 彼の禁止の對象はロシア國債ではなく、ロシアの土地の没収を意圖的に遂行する事である。vgl. Hallgarten, a. a. O., Bd. II, Dokumente, S. 411 f.

⑰ ebenda. 本書の序文に於て「ツァールとイマケンヤルガントンの間に、解衆の相違がある。私はむしろツァールの解衆は、田舎の民衆である」といふ。Ibbeken, a. a. O., S. 98 ff., S. 130. Hallgarten, a. a. O., S. 231.

⑱ G. P., Bd. VI, Nr. 1345. vgl. Becker, a. a. O., S. 124.

⑤ G. P. Bd. VII, Nr. 1633. 一般にビスマルクの經濟と政治との關係に対する原理的な考え方は、前者の輕視或は前者の後者に対する從屬として理解されて来た。然し最近の研究では、彼の外交は通商的自由の維持が根源的な規制条件として考えられて来た。さういふ見解が論ぜられた。Kluge, Bismarck und Salisbury, II, 2, Bd. 175, Heft 2, S. 294ff.

⑥ 本文一三頁參照。Bismarck, a. a. O., S. 284. vgl. auch, S. 122.

(c) ドイツ国内事情との関連

前節において検討したように、貸付禁止令の直接的動機は、純粹に金融的な処置の中ではなく、寧ろドイツ外交の爲の手段、しかも対ロシア政策を有利にする爲に、ロシア国内の反ドイツ的スラヴォフィルの工業家と新聞輿論を掣肘することを目指した、ビスマルクの対外政策の中に主要な契機を認めなければならない。即ち再保障条約と貸付禁止令とは相矛盾する政策では決してなく、逆に後者は前者を補足乃至は強化することに目標があつたのである。

然しながら、その様な外交手段として金融的処置が採用されるには、偏にドイツ政府の純粹に政治的な発想のみがその端緒を成していたのであろうか。問題の根柢を更に

追う時、我々は再び別の視点から貸付禁止令の經濟的関連を考慮する必要に迫られるのである。前に指摘したように、八七年十月、十一月の金融的処置がドイツ政府において執られるに至る以前に、同年六月或はそれ以前から、ロシア証券の不信用が既にドイツ諸新聞の論調となつて現れている(本文一四頁參照)のであり、それにはドイツ國民經濟の發展の問題が否定し難い底流となつて絡みあい、露獨間の

經濟的緊張を發生せしめていたことが、本質的な発端となつていた。ドイツの近代の工業生産が、七〇年代以後急速な生長をとげたことは、農産物需要の外国に対する依存度を益々高めることになり、特にロシア穀物の流入を増大させる。この傾向は八〇年代になると更に急激に膨脹して、低廉なロシアの小麦や裸麦(或はインドの砂糖等)に対して、ドイツの産物が対抗して行けなくなり、両国の穀物価格上のバランスが崩れ、利害關係は益々逆行的な方向へと推移する。ドイツ市場における穀物価格の下落で甚大な影響を蒙る社会層はいうまでもなくユンカーの大土地所有者であり、彼等こそはビスマルク帝国の依拠する保守的政治的勢

力の中核でもあつた。従つて七九年以来の保護關稅が、何よりも穀物輸入を重要な対象としていたことは当然である。^⑧露獨間の農業事情がこのような利害対立的關係に入つた以上、ドイツの大土地所有者層の政治的優位に裏づけられつつ、彼等の農業政策的要請が、ドイツ帝國の經濟政策、引いては國際關係上に作用を及ぼさない訳には行かない。その中で屢々取上げられる問題が、右に触れた保護關稅の設置であつたことはいうまでもないが、更にドイツ帝國政府とプロイセン政府による、ドイツ東部諸州における農業的植民の補助乃至は保護が、論議されて來ることも、ユニカ一的大土地所有者の新たな農業政策的要請に關連する重要な現象であつた。^⑨

ところで西プロイセンとポーゼン兩州における農業植民と労働者の移植に対して、国家的補助を与える規定が具体的に成立するのは一八八六年中頃のことである。大土地所有者の保守的勢力によつて推進されたこの東部諸州の「ゲルマン化」が、同地方のスラヴ農民を圧迫し追放することになり、その事が必然的にロシアの悪感情を誘發するもの

であつたことは言うまでもない。^⑩當時の國際的緊張が集中せられていたブルガリア問題が、オーストリア・ロシア・ドイツ間では、ポーランドの東南ヨーロッパ境界にまつわる勢力問題と關連的に論ぜられていたことを考ふるなら、我々はロシアにおける前述したカトコフの反ドイツ的新聞戦線が、ドイツの東部國境移民補助の規定と殆んど時期を同じくして、八六年夏以後急速に發展したことを、あながち無關係なものと考える訳には行かない。

ドイツの植民政策に対して、駐露ドイツ大使シュヴァイニッツは、既にロシア側からその報復手段の採られることを危惧している。^⑪ロシア駐劄ドイツ大使館付一等書記官ビエロウは、八六年八月十日付でビスマルクに宛て、次のように報告している。^⑫

「チュレヴィン將軍（アレクサンドル三世の侍從武官長）は、ロシアとドイツ間の誤解を避ける為には以下の三つの點に問題が懸つていと語りました。即ち我々（ドイツ）はアレクサンダー公の味方をすることを、オーストリアに對して拒絶しなければならぬ。^{*}我々はバルト海諸州に

おける居留ドイツ人を援助してはならない。我々はロシア領ポーランドに非常に多くの移民を送るべきでない。^{①*}以上の三点を指摘しました」と。

(ビスマルクの欄外註)

* このことは既に現在為されている

** 我々はこの両方のことを行つてはおらない！ 我々は出来る限り移民を抑制しているのだ(傍点原文)

此の三つの点の中、第一の点はブルガリア王位の問題であり、ビスマルクが指摘するように、ドイツの政策は既にロシアの側に側立つていたのであり、(この点は前述のフェルディナンド公の贖身書簡に關連する問題である。本文一二頁参照)今此処では直接研究の対象にはならない。^②問題は第二、第三の点であるが、これこそドイツの東部移民補助政策に対するロシア側の抗議であつた。ビュロウはツェレヴィンの要求に対し、

「バルト海諸州に關しては、その地方のドイツ語を話すロシア人の運命に対する何等かの關係が、常に我々になすりつけられるということを、我々は全く理解に苦しむものである。ロシアが其処で何を為さうと我々には全然

どうでもよいことだ。ヴァイクセル州(ウイスマラ河沿岸のロシア領ポーランドの州)に關しては、我國(ドイツ)には任意移住権が存在する故、其処に移住するドイツ人を我は排除することが出来ない。かかる(ロシア領ポーランドへの)移住は然しながら、その移住が我々から労働力を奪いと取り、あまつさえその力を我々の主要競争者に供給するという二重の仕方、我々に損害を与える性質のものである」^③と返答している。

此処にビュロウを通して見られるドイツの移民に就いてのロシアに対する態度は、先ずロシア領内のドイツ移住者を「ドイツ語を喋るロシア人」*Deutschrussen*と称し、居留者の權利義務に關するドイツ政府の責任を回避し、ロシアの自由な対居留民政策を承認することにより、巧みにドイツの居留民援助の撤回要求をはぐらかしている。また、ポーランドへの植民は、ドイツにとつて如何に不利益であり、ロシアには却つて有利に作用するかを暗示し、やはりロシアの要求を承認しようとする態度には出ていない。そ

してビュロウの見解は、ビスマルクの移民抑制の言明と一致している。(前頁ビスマルク欄外註参照)。

更にチエレヴィンが「ヴァイクセル州における外人移民に対する処置が(ロシア)皇帝に提出された。もしも我々がそのような処置をとるなら、貴下の側(ドイツ)から、皇帝(ロシア)に対する抗議が行われるであろうか」と問うたのに対し、ビュロウは、「我々の態度の中には、そのような疑問を刺戟するものは何もない。我々は、特にバルト地方とロシア領ポーランドにおいて望まれているところのものを、ロシアが自国内でなすという権利について、ロシアとその権利を争うことは決してないであろう」と答えた。ビスマルクもチエレヴィンの質問に対し「反対に、それは全然有利でない」と欄外註を加えている。^⑩

以上の如きビスマルクの態度は、国内における保守的大地主層の促進する農業政策を、ロシアとの摩擦を回避しつつ実現しようとする意図を示すものに他ならなかつた。然しながら、ユンカーの大土地所有者の東部植民政策が所謂スラヴ世界のゲルマン化の装をもつて宣伝される時、スラ

ヴォフィルのイデオロギーによつて扮飾され、ロシアの保守的工業家グループの中に醸成せられた対ドイツ憎悪は益益強化する。カトコフの言論戦は更に激烈となり、ギェルスとの対立は頂点に達した。この間にあつて、両者を寛和する手段が、ロシアの西部国境における外人に対する「勅令」という形をとつて生じて来る。即ちロシア皇帝は「勅令」の公布によつてカトコフを或る程度満足させ、それにより、彼のギェルス攻撃を控えさせることにしたのであつた。

ロシアの西部諸州在留外人に関する「勅令」は、八七年三月十四日に決定を見たものであるが、それには、同地方外人の不動産相続は、港町・都市を除いて殆んど不可能に近い制限が規定せられている。^⑪そしてこの規定に抵触する外人所有の不動産は、三年以内にロシア農民へ売却譲渡されること、更にポーランドにおいては、如何なる外国人も土地の管理人、経営者となつてはならぬことが指令されていた。^⑫

西部ロシアにおける外国人所有不動産及び外人農業経営

を殆んど閉め出す内容をもつたこの「勅令」は、明かにドイツ人を目標において制定されたものであつた。何故なら、当時この地方に定住する外人は、プロイセン移民が二九、三七〇名、オーストリア三、〇四〇、その他七七八人と計算されており、ドイツ人が居留外人の圧倒的多数を占めていたからである。しかもドイツ人中の大部分は農業経営の目的で移住していたのであり、いわば彼等の財産没収と以後のドイツ人入植を徹底的に阻むことが、この勅令の主旨であつたと解してよい。

- ⑭ vgl. W. Sombart, Die deutsche Volkswirtschaft im 19. Jahrhundert und im Anfang des 20. Jhs, 1921, SS. 368-389.
 ⑮ Hallgarten, a. a. O., S. 219.
 ⑯ ebenda, S. 187ff. u. 221ff.
 ⑰ ebenda, S. 188.
 ⑱ Ibbsen, a. a. O., S. 104.
 ⑲ vgl. Hallgarten, a. a. O., S. 191ff.
 ⑳ Lucius von Ballhausen, Bismarckerinnerungen, 1920, S. 353.
 ㉑ G. P., Bd. V, Nr. 980.
 ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ 諸國連合會 Gooch, op. cit., pp. 115-155, Jan-ger, op. cit., pp. 323-453 と詳細な概説を参照せよ。
 ㉞ G. P., Bd. V, Nr. 980.

- ① ebenda.
 ② Gooch, op. cit., pp. 137/38.
 ③ Ibid., p. 138.
 ④ G. P., Bd. V, Nr. 1137.
 ⑤ Ibbsen, a. a. O., S. 106.

かくて「勅令」に続く月々は、ドイツ新聞のロシアに対する憎悪と挑戦により満たされる。「ロシア西部国境において我が国民を掠奪することは、我が民衆の眼前に次の事柄を示すものである。即ちロシアに自己の資産を任せることは極めて危険であるということ、及び不動産税 (Kauf-fulrentensteuer) の手段で益々横暴に脅かし始めたこの処置が、外人の動産をも強奪することを容易に導きかねないということを示すものである。平時に既に不動産が差押えられるなら、ロシアが再び戦争に突入した時一体何が生起して来るであろうか。」従つて新聞論調では、ロシア在住ドイツ人の不動産没収から、ドイツ人所有のロシア動産を擁護する思想が昂まつたと見てよい。そしてロシア証券に対するドイツ資本の投入を停止することが、ロシアの「勅令」に対する恰好の報復手段として特に重視せられるに至

つた、何故なら、八七年初頭におけるロシア公債に対するドイツの投資総額は十二億ルーブル(約二〇億マルク)に昇り、在外ロシア証券の六〇%を占めるものであつたから。従つてドイツ市場のロシア公債に対する閉鎖は、ロシア經濟、殊にカトコフ等により主導されるロシア財政政策に大打撃を加えることが推測されるのである。ビスマルクも「ロシアの投資に対する不人氣を、三月十四日の勅令と関連せしめることは洵に正しい」と認めた。従つて貸付禁止令は、先づドイツの民間輿論となつて、ロシアに対する報復の意味で新聞に現れ、後に至り政府において取上げられるに至つたのである。

この輿論が、東ドイツを地盤とし、ドイツ農業を支配していたユンカーの利益を代表するものであつたことは勿論である。ロシア穀物がドイツへ運び込まれるところの鉄道を、ロシアがドイツに近接する國境に建設し、それによりロシアの生産者を援助することになる為に、ドイツの資本貸付が利用されることを、大土地所有者は憤懣をもつて敵視したのであつた。彼等は既に七〇年代の終頃から「国内

需要の為に国内生産物を求める人々は、ドイツ資本がただドイツ国内においてのみ使用されることを必然的に要請する。というのは、低廉な利率が農業に高い穀物価格を調整するであろうから」と主張していた。つまり八〇年代に入ると、資本の對外投資——この時期にはロシア公債への応募が重要であつた(本文八頁参照)——は、資本の利率を高め、それは工業製品を騰貴せしめはするが、農産物に対してはロシア穀物の輸入と相俟つて、逆に價格の低落を齎す作用を及ぼしていたのである。プロイセンの保守的大地主層が、保護關稅強化の主導者であつた理由はこの点にあるが、しかしこのことは同時に、ドイツ国内における産業資本——金融資本の利害が、農業のそれと背馳する傾向に到達したことを意味するものでもある。

然るに八七年のロシア証券に対するドイツ新聞の戦線には、プロイセンの産業資本家も一般的に大地主層と共に参加した。之にはロシア側の当時におけるルーブル為替相場切下げの政策が影響してはいたが、そればかりではなく、ロシア政府が國際的金融網をもつユダヤ人資本を通じてア

ランス側に貸付を求めて行く傾向を示したことに對するドイツ金融資本の報復的な意図も含まれていた。^⑤かくて八七年の貸付禁止令の端緒を提供したドイツの新聞論争は、三月十四日の東部移民にまつわるロシアの「勅令」に對する復報手段として、ドイツの支配的諸層の一致した支持を受けるに至つたと言えよう。

最後にこのドイツ国内の輿論に對するビスマルクの態度が検討されなければならない。先に述べたように、宰相は「勅令」とロシア証券の不人気との関連を承認していたが、然しかかる新聞戦線をドイツ政府が後援しているというロシア側の非難に對しては、否定的態度を示した。^⑥この点彼の東部植民にまつわるロシア側への公式的な態度は、八六年の夏と何等異なるものはないように見える。(前述本文二一頁以下参照)。が然し彼は同時に、ドイツの金融闘争輿論に圧力を加えて、ロシアの「勅令」を擁護することになるような態度をも慎んでいる。^⑦所が後には、禁止令が政府の政策として決定となつたヘルベルト・ビスマルクの「覚書」によれば「ロシア証券に對する新聞論争を継続する」こと

が記されており、明かに帝國宰相は、新聞の對ロシア金融闘争を支持しているのである(前掲八頁参照)。^⑧之等の事実は一切何を物語つていたのであろうか。

第一にビスマルクは東部植民に關するロシアとの紛争は之を極力回避しようとした。しかもそれにも拘らず彼は言を左右にして、植民政策を廢止又は制限しようとする意志を全然もつていなかったのである。チェレヴィンへの回答はそれをよく示している。然しながら第二に宰相は国内の「勅令」に對する報復の輿論を無視することは出来なかつていた。殊に彼の政治権力を支える大地主層を先頭にして、プロイセン工業家もロシア証券の閉出しに同調する時、輿論を圧迫することは彼自身の政治的立場を宙に浮かせてしまふ畏れが多分にあつた。従つて彼はロシアに對しては、表面上ドイツ植民に就いて無関心を装い、国内輿論はこれを放置する態度に出たと考えられる。ところが第三に、貸付禁止の措置は、ロシア内の反ドイツ的スラヴォフィルの輿論に打撃を与え、親独的なギエルス外相を有利にする、有効な手段であると認められた時、ビスマルクは、ドイツ

国内の輿論の裏側に廻つて、ロシア証券のドイツ市場からの追放に対する論争を支持し、大地主層、工業家の報復心を満足させるとともに、彼自身はこの基盤を確実に把握することに、その支配力を維持することが出来た。かくてビスマルクは、国内の報復心を骨抜にして、ドイツ経済の不利を予想しつつも、ギエルスや皇帝を刺戟することを極力回避しながら、専ら貸付禁止令を再保障条約(―露独の連繫)の補強手段に転化することに成功したのである。

- ②⑨ G. P., Bd. V, Nr. 1138.
- ③⑩ Ibbeken, a. a. O., S. 108. vgl. Hallgarten, a. a. O., S. 222.
- ③⑪ G. P., Bd. V, Nr. 1139.
- ③⑫ Hallgarten, a. a. O., S. 232.
- ③⑬ ebenda, S. 222.
- ③⑭ ebenda, S. 232/33. u. Bd. F, S. 411f. vgl. Zweig, a. a. O., S. 24 u. 31 f.
- ③⑮ G. P., Bd. V, Nr. 1138.
- ③⑯ ebenda.
- ③⑰ G. P., Bd. V, Nr. 1140.

三、結語と見返し

これまで述べて来たように、八七年十一月一〇日のロシ

ア有価証券に対する動産担保貸付禁止令 Lombardverbot は八七年当時の差迫つた金融政策上の必要、或は直接的乃至は純粹に經濟政策的な要求から発生したものではなかつた(前章 a 節)。むしろ貸付禁止がビスマルクの政策として実現を見るに至つた動機は、彼の対ロシア外交の必要の中に存在する。しかも貸付禁止において帝國宰相が期待したところのものは、ロシア国内における反ドイツ的政治勢力(ストラヴォフィルのモスコウ工業家、新聞評論のグループ)に対し打撃を加え、ギエルスの露独連繫の外交を有利にする点にあつた。従つて、禁止令はその意図において、再保障条約を補足する性質のものであり、ビスマルクの計画では、両者は相互に依存する關係にあつて、互に矛盾し、その効力を相殺し合うものとは決して認められない(前章 b 節)。しかも十一月十八日のロシア皇帝のベルリン訪問は、ドイツ・ロシア間の全般的な了解が、少くとも表面的には成立し、以後なお多くの曲折を見るにしても、その關係は一八九〇年のビスマルクの帝國宰相辞任まで継続したのであつた。露独提携を破壊する上に禁止令が決定的な意義をもつ

たと主張したギエルスの見解は、その限り妥当性を認めることは出来ない（第一章参照）。従つて、貸付禁止令を再保障条約の補強手段として位置づけようとしたビスマルクの計画は、結果的に言つて、充分成功的なものであつたといふことは留保されるにしても、なお失敗ではなかつた。それ故ロシアを牽制してフランスを國際的に孤立せしめるビスマルク体制は、貸付禁止令によつて破られるものではなく、却つて、消極的な意味においてははあるが、なお後者によつて保障を加えたと認められなければならない。或はビスマルク体制にとつて、貸付禁止令は直接的に有害な結果を導くことはなかつたと言われなければならないのである。換言するなら禁止令はビスマルク体制の一連の同盟協商網の中でやはり必要な一環を成していたと認められなければならない。

然しながら貸付禁止令は、それにも拘らずドイツ資本主義の發展の上に現れた農業と工業の利害の背馳に、その根深い基礎を求めなければならない。大地主層の農業保護政策が次第に強く要請されて来た時、国外投資の制限と穀物

価格の擁護、東部ドイツ植民補助の問題がドイツの対ロシア政策を制約する重要な要因となつて来た。そしてロシアの東部植民に対する圧迫が「勅令」として具体化された時、大地主層のみならず産業資本家もまた、その報復手段として、ロシア証券のドイツ市場からの閉め出しに同調することになつた。このドイツ国内輿論に圧されて、ビスマルクの禁止令は實現されたのであつた。然しながら禁止令が一度びビスマルク外交に編入されるや、輿論のもつ報復的意図は骨抜きにされ、ビスマルクの対ロシア政策に適合する如く変貌扮飾されて現れることになつたのである。この点後にマルシャルがギエルスに与えた応答は、外交上重要な制限をもつて解釈されなければならない（前章。節及び本文一二頁参照）。以上の点が指摘される時、禁止令はなおドイツ經濟の全般的な本流、或はその時点におけるドイツ資本主義の發展段階の中で位置づけられなければならない。がそのためにはなお詳細な經濟史的吟味が必要であらう。何故ならその場合にはドイツ帝國主義の本質の問題が規定されて来なければならないから。

それにも拘らず兎に角、貸付禁止令は、ビスマルクの國際体制の視点から見ると、その動機においても、また國際關係上の直接的結果においても、この複雑な体制を強化するものとしてあり、それを破壊するものではなかつたのである。

① G. P. Bd. VII, Nr. 1633.

② vgl. Halgarten, a. a. O., SS. 295-298, 216-218. u. a.

G. Stolper, Deutsche Wirtschaft 1870-1940, 1950, SS. 3-50,

ヴァルガ「世界經濟恐慌史」

江口朴郎「ビスマルクと帝國主義」歴史学研究一四三、一四四号、

貸付禁止令の成立事情と國際關係にまつる直接的影響は大略如上の通りであつた。本稿はその点に中心を置いた。然しながらなお露仏の接近と露仏二國同盟に対する禁止令の意義は、次に来るべき重要問題として、取扱われなければならない。ドイツの外交政策の転換と二國同盟の成立がその際目標とされなければならないことは当然である。

貸付禁止令のドイツ經濟に対する作用は決定的であつた。「數年後においては、ロシア有価証券は極く小額のものまでドイツから流れ去つて了つた」④。以後ドイツにおいては、ロシアへの融資は長く

「一種の大逆罪」として輿論の指弾を受けるに至つた。④ しかもドイツはこのロシア証券の売却、閉出しによつて、既に禁止令の施行前に政府当局者が推測していた通り、直接一億マルク以上の損害を蒙り、更にその後の投資は不安定から脱することが出来なかつた。カプリヴィによる經濟政策の新たな展開にそうした状態の中に一つの契機をもつことになる。

一方ロシアは、この処置により却つて有利な結果を享けている。ウィシュネゴラドスキイの政策は、カトコフの支援を受けて、低利率による國債の借換 (Kontoversion) とルーブル相場の下落及び貨幣改革を通じ、積年の赤字財政を克服するにあつた。⑤ドイツの貸付禁止とそれに基づくドイツ所有のロシア証券の売却は、ロシア証券の下落を齎らし、その政策を助成した。そしてロシアはバリ市場において有利な仕事をしたのであり、フランスもまた多額の利益を受けた。⑥ロシア財政の健全化は実現され、それは八八年以後に再開される國債募集に、快適な条件を提供することになつた。⑦それにも拘らず、ドイツに対する一般的嫌悪は愈々強化されて来る。更にウィシュネゴラドスキイの財政政策は、国内の近代化の犠牲において、即ち農民の圧迫において実施されたのであり、それはやがて国内の革命勢力を助長し、九四年以後のストラヴォフィルの凋落によつて酬われな

ければならなかつたのである。^⑩

ロシアが再び国債の募集を外国に求めた時、フランス資本は極めて積極的にそれに応じた。^⑪以後ロシア証券市場は、ベルリンから専らパリへと転位した。そしてこのことが「露仏同盟は純粹に銀行家の創造物である」とか、或は「クロンシュタットとツールロンとは、一八八七年以来成立したある状態の公然たる表明以外の何ものでもなかつた」という主張を導き出すのである。然しながらちがて、パリ市場にはロシア公債を消化し切れない状態が現れる。そこにロシア側からのドイツに対する融資要求の契機が再び發生して来た。^⑫

かくてカプリヴィの時代には、ロシアとドイツの間に通商条約（一八九四年成立）の問題がもち上り、貸付禁止令はやがて解除されるのである。^⑬然しその条約が成立した時には、嘗て貸付禁止令を補強手段としていた再保障条約は既に廢棄され、露仏同盟は確立して新しい國際關係が発足してゐた。露独通商条約は兩國の經濟的接近の再現を準備したにも拘らず、最早露仏同盟を克服して、ロシアをドイツに依らしめることが出来なかつた。従つて我々は、貸付禁止令が九〇年以後、國際關係史上に如何なる意味をもつて来るかを理解するためには、その成立の場合とを異つた視角から眺めなければならぬ。その際特に重視されるべき事柄は、ここに触れられ

Tomlartvertrag の成立とビスマルク的國際体制（同部）

た露仏同盟と露独通商協定の成立に対する禁止令の関連であることは勿論である。我々が禁止令の終結をそうした位置づけのもとに追及する時、ビスマルク体制は、また自ら異つた別の意味乃至は限界をもつて解釈されることとなるであらう。^⑭

⑩ Hallgarten, a. a. O., S. 284.

⑪ Thoben, a. a. O., S. 136.

⑫ ebenda, S. 113.

⑬ Zweig, a. a. O., S. 26 f. vgl. Hallgarten, S. 282.

⑭ Schulze-Gävernitz, a. a. O., S. 552.

⑮ Thoben, a. a. O., S. 114. f.

* シュンムキヤ「ロミア史」邦訳三四八—四九頁

⑯ Hedenström, a. a. O., S. 57. f.

⑰ Thoben, a. a. O., S. 117 ff., Goebel, op. cit., pp. 135, 175.

⑱ Sombart, a. a. O., S. 184.

⑲ Thoben, a. a. O., S. 124.

⑳ ebenda, S. 116. u. 235. ff.

㉑ G. P., Bd. V, Nr. 1143.

㉒ vgl. K. Koerlin, Zur Vorgeschichte des russisch-französischen

Blindnisses, 1926. Langer, The Franco-russian Alliance, 18

90-1894, 1929. W. Lotz, Die Handelspolitik des Deutschen

Reiches unter Graf Caprivi und Fürst Hohenlohe (1890-1900)

n. s. w.

Das Lombardverbot und das Bismarcksche System

von

T. Okabe

Im allgemeinen wird behauptet, dass 1887 das von Bismarck geschaffene europäische Staatensystem völlig zur Ausbildung gelangte. Doch in demselben Jahre liess er das sogenannte „Lombardverbot“, welches sich gegen die russischen Wertpapiere richtete, in Kraft treten. In den letzten Forschungen heisst es, dass diese Massnahme dem „Rückversicherungsvertrag“ von 1887, durch den Bismarck die freundlichen deutsch-russischen Beziehungen möglichst zu erhalten gestrebt hatte, widersprach. Man betrachtet dies als das erste Anzeichen für das Verlassen seiner bisherigen Politik.

In meiner Untersuchung aber prüfte ich neu die Verhältnisse nach, unter denen dieses Verbot entstanden war, und erkannte, dass der Anlass zu dieser Massnahme sich bei Bismarck nicht rein auf einem finanz- oder wirtschaftspolitischen Bedürfnisse gründete, sondern vielmehr ein diplomatisches Mittel gegen die russische Innerpolitik darstellte. Er wollte der deutschfeindlichen Partei, die damals in Russland arbeitete, einen Schlag versetzen und dadurch den Rückversicherungsvertrag stärken. In dem Verbot jedoch bemerkte ich auch eine Auswirkung der Agrarpolitik, welche von dem Konservatismus der Junker verfolgt wurde.

Das Verhältnis des Lombardverbots zu dem „neuen Kurs“ und die Beziehung zu dem russisch-französischen „Zweibund“ werde ich später behandeln.

Tribal Sects of a Village

Kabu and Kabu-kō in Oyoki-mura, Tanba

by

C. Takeda

According to a tradition the villagers of Oyoki (於与岐) were organized into a sort of guild called *mīyaza* (宮座) and grouped themselves into tribal combinations. These combinations were called *kabu* (株) and